

飲料用自動販売機の公募に係る質疑書への回答

(質問①) 物件番号 5 での個別仕様②ユニバーサルデザイン機は飲料機 4 台全てでしょうか。それとも 1 台でも可能なのでしょうか。

(回答①) 飲料自販機 4 台全てが対象です。

(質問②) 物件番号 5 で個別仕様①の災害対応機は 4 台全てでしょうか。

(回答②) 4 台全てが対象です。

(質問③) 飲料用自動販売機設置業務管理運営実績での貸付契約書の添付について、契約書自体を添付するのでしょうか。それとも契約先と契約期間が記載されていれば 1 枚でも構わないのでしょうか。

(回答③) 契約先、契約期間及び貸付契約書・許可書等の種類が確認できれば 1 枚でも構いません。

(質問④) 物件番号 3、5、9、10 のユニバーサルデザイン機について、ユニバーサル仕様の受け皿付きコイン投入口、受け皿付きの釣銭返却口、紙幣挿入口対応で可能でしょうか。もしくは、テーブル及び上段部商品の選択ボタンが車椅子でも使える位置にあることが必須なのでしょうか。(対象物件全台に)

(回答④) 全台ユニバーサル仕様の受け皿付きコイン投入口、受け皿付きの釣銭返却口、紙幣挿入口対応で可能です。

(質問⑤) 物件番号 5 の個別仕様③販売価格は標準小売価格の 10-30 円引きとありますが、10 円引きのみ商品でも可能でしょうか。必ず 20 円、30 円引き商品が必須でしょうか。

(回答⑤) 10 円引きのみ商品でも可能ですが、可能な範囲で 20 円、30 円引き商品を入れていただけると幸いです。

(質問⑥) 物件番号 9 の設置台数 4 台について、同じ場所で 3 台となっていますが、2 台の設置台数でも可能でしょうか。

また、物件番号 10 についても設置台数 2 台で、同じ場所で 2 台となっていますが、1 台の設置台数でも可能でしょうか。(台数削減)

(回答⑥) 物件番号 9・10 どちらも物件調書どおりの台数とします。

(質問⑦) 物件番号7について、今回も紙パック自販機に県産品を投入しなくてはいけない
のでしょうか。

(回答⑦) 紙パック自動販売機については、県産品は投入しなくても構いません。